

キラリ輝く☆女性農業者応援事業（女性農業者チャレンジ活動）公募要領

1 目的

女性農業者の農業経営や地域農業への参画、地域の担い手としての活躍を促進するため、本県の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活かした、新商品開発や販路拡大等の取組及び農業経営等への参画に向けた資質向上等の取組など、女性農業者による新たなチャレンジを支援します。

2 応募者

- (1) 県内に在住する5名以上の農業者※(女性農業者を含む)で構成される団体・組織
※農業者とは、新規参入者、自営農業就農者、雇用就農者、アルバイト等の農業関連事業を含む年間30日以上農業又は農作業従事者とする。
- (2) 農業協同組合等の女性部会
- (3) その他、知事が認める団体

3 応募者の条件

- (1) 次のいずれかの個人を含むこと。
 - ・女性農業経営士
 - ・認定農業者（共同申請を含む）
 - ・その他、知事が適当と認めるもの
- (2) 代表者、組織及び運営等について規約を定め、会計処理を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、それぞれの全ての構成員がこれに同意しているものであること。
（目的、代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局、意思決定の方法、解散した場合の地位の継承者、事務処理及び会計処理の方法、会計監査及び事務監査の方法、その他運営に関して必要な事項）
※（2）については事業採択後の提出とする。
- (4) 過去に採択された事業実施主体については、新たな取組を実施する場合のみ対象とする。

4 助成金額 上限150千円（定額助成）

5 応募方法

本事業の実施を希望する団体は、応募に必要な書類を以下により提出してください。

(1) 企画提案書

- ア 企画提案書（参考様式1及び参考様式2）
- イ 構成員名簿（当事業を実施する構成員）
- ウ 組織の規約

(2) 公募期間 令和6年4月24日（水）から5月15日（水）まで

※電子メールによる提出

(3) 提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県農政部経営技術課普及企画係
TEL：099-286-3148, FAX：099-286-5593
E-mail：fukyu@pref.kagoshima.lg.jp 担当：脇野

6 事業で取り組むことができる内容

(1) 起業活動
ア 農産物の販路拡大（新たな出荷先の開拓）
イ 新たな特産品の試作・開発・販売促進
ウ 料理・体験メニュー・サービスの開発
エ 既存商品のブラッシュアップ
オ デザインやパッケージの試作・開発
カ 消費者交流による特産品PR活動・販売促進（マルシェ、農場ツアー、農業体験・加工体験等）
キ 地域活性化につながるイベントの企画や試行
ク 農家民宿・農家レストラン・観光農園等へのチャレンジ
(2) 資質向上活動
ア 経営・生産・販売管理等の技能習得のための研修、事例収集等
イ 地域農業の課題解決のための研修、事例収集等
(3) その他、目的達成のために知事が特に必要と認める取組

7 審査・スケジュール（予定）

事業実施計画審査会において、応募のあった提案書について適否を決定する。

5月15日まで	要望調査
5月下旬	審査会
5月下旬	事業採択適否の通知
6月上旬	計画承認申請書（別記様式第1号）・事業実施計画（別記様式第2号）の提出
6月中旬	事業実施計画の承認
6月下旬	補助金交付申請・補助金交付決定

※補助金交付決定後、事業実施。2月中旬までに実績報告

8 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、受け付けないことがあります。
- (2) 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- (3) 提出等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 必要に応じて、ヒアリングや応募書類内容の問合せを行うことがあります。

(参考) 補助対象経費について

区 分	内 容
消耗品費	事業を実施するために必要となる原材料、各種事務用品等、所得価格が5万円未満の消耗品等
旅 費	当該事業の実施に必要な旅費
謝 金	専門知識の提供等謝礼に必要な経費
賃 金	研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
役 務 費	事業を実施するために必要となる分析、試験、デザイン等を専ら行うために必要な経費
委 託 料	事業の一部分を外に委託するために必要な経費（加工委託、デザインを含む印刷等）
会 議 費	会場使用料、機材借料、茶菓料等、事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費
印刷製本費	文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費（コピー代、紙代）
通信運搬費	電話・インターネット等の通信料、郵便料、運賃等の経費
使用料及び賃借料	移動用バス等の借料及び損料
そ の 他	事業を実施するために必要となる広告費、収入印紙代、手数料等、他の費目に該当しない経費 その他知事が特に必要と認める経費